



# 衆議院小選挙区の区割りが 25都道府県140選挙区で変わります。

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

### 定数が増加する団体

- 埼玉県 (15→16)
- 千葉県 (13→14)
- 東京都 (25→30)
- 神奈川県 (18→20)
- 愛知県 (15→16)

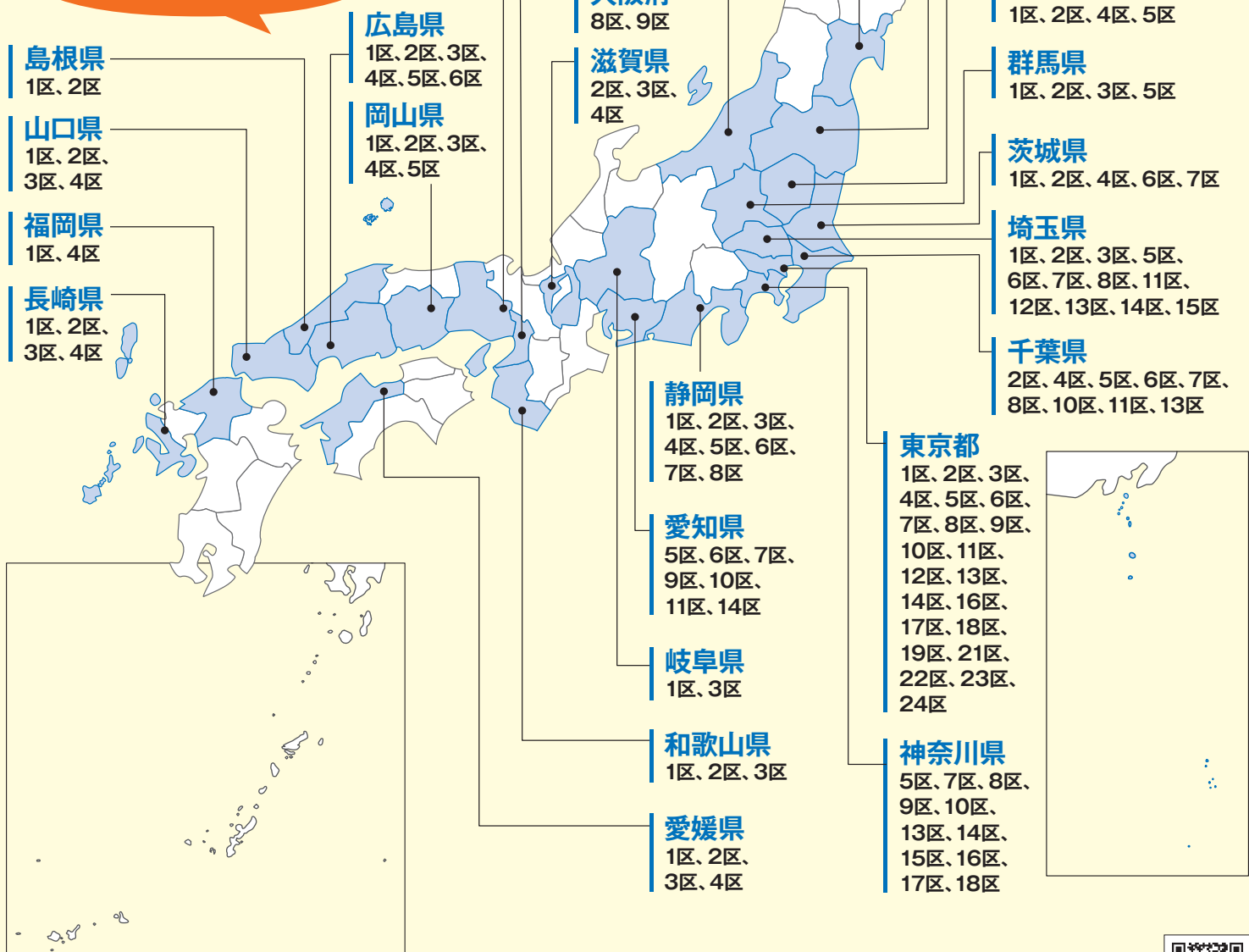
### 定数が減少する団体

- 宮城県 (6→5)
- 新潟県 (6→5)
- 和歌山県 (3→2)
- 広島県 (7→6)
- 愛媛県 (4→3)
- 福島県 (5→4)
- 滋賀県 (4→3)
- 岡山県 (5→4)
- 山口県 (4→3)
- 長崎県 (4→3)

※各都道府県の具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

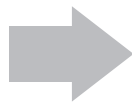
今回の区割り改定により  
変更される140選挙区

右図の25都道府県が  
衆議院小選挙区の改定の  
対象となります。



# 改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数 (令和2年日本国民の人口)

改定前 **23** 選挙区



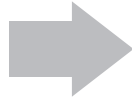
改定後 **0** 選挙区

# 改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)

改定前  
**最大** 東京22区 574,264人  
**最小** 鳥取2区 273,973人

改定後  
**最大** 福岡2区 547,664人  
**最小** 鳥取2区 273,973人

**2.096**倍

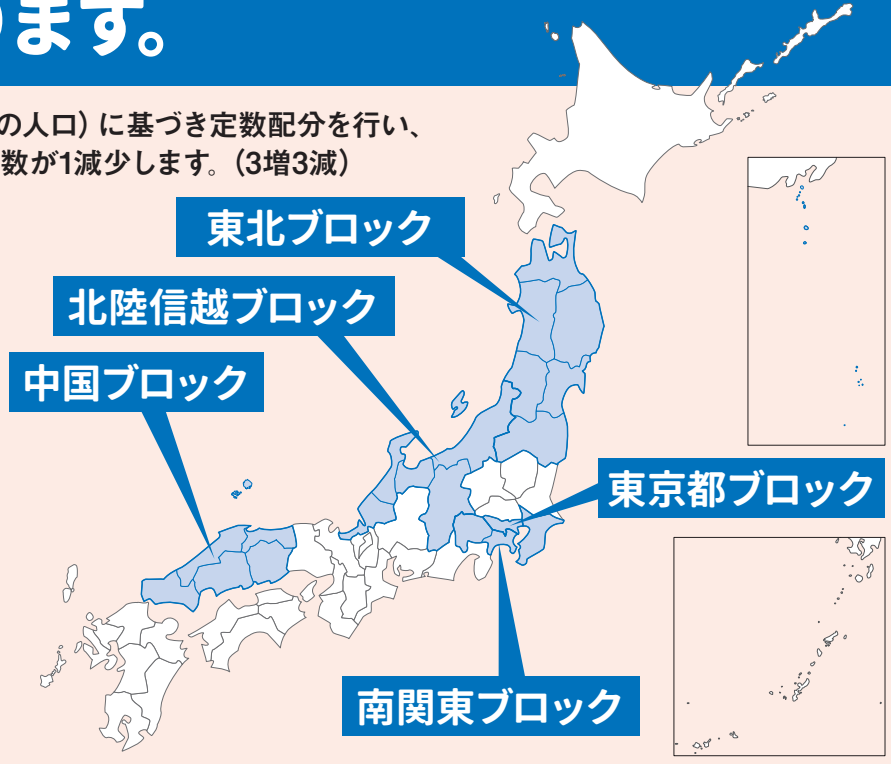


**1.999**倍

# 衆議院比例代表選挙区(ブロック)別定数が5ブロックで変わります。

各ブロックの令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、2ブロックで定数が1~2増加し、3ブロックで定数が1減少します。(3増3減)

- 定数が増加するブロック**
  - 南関東ブロック (22⇒23)  
(千葉県・神奈川県・山梨県)
  - 東京都ブロック (17⇒19)
- 定数が減少するブロック**
  - 東北ブロック (13⇒12)  
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
  - 北陸信越ブロック (11⇒10)  
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)
  - 中国ブロック (11⇒10)  
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)



**適用は** 上記の改正は、施行の日(令和4年12月28日)以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。  
 なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

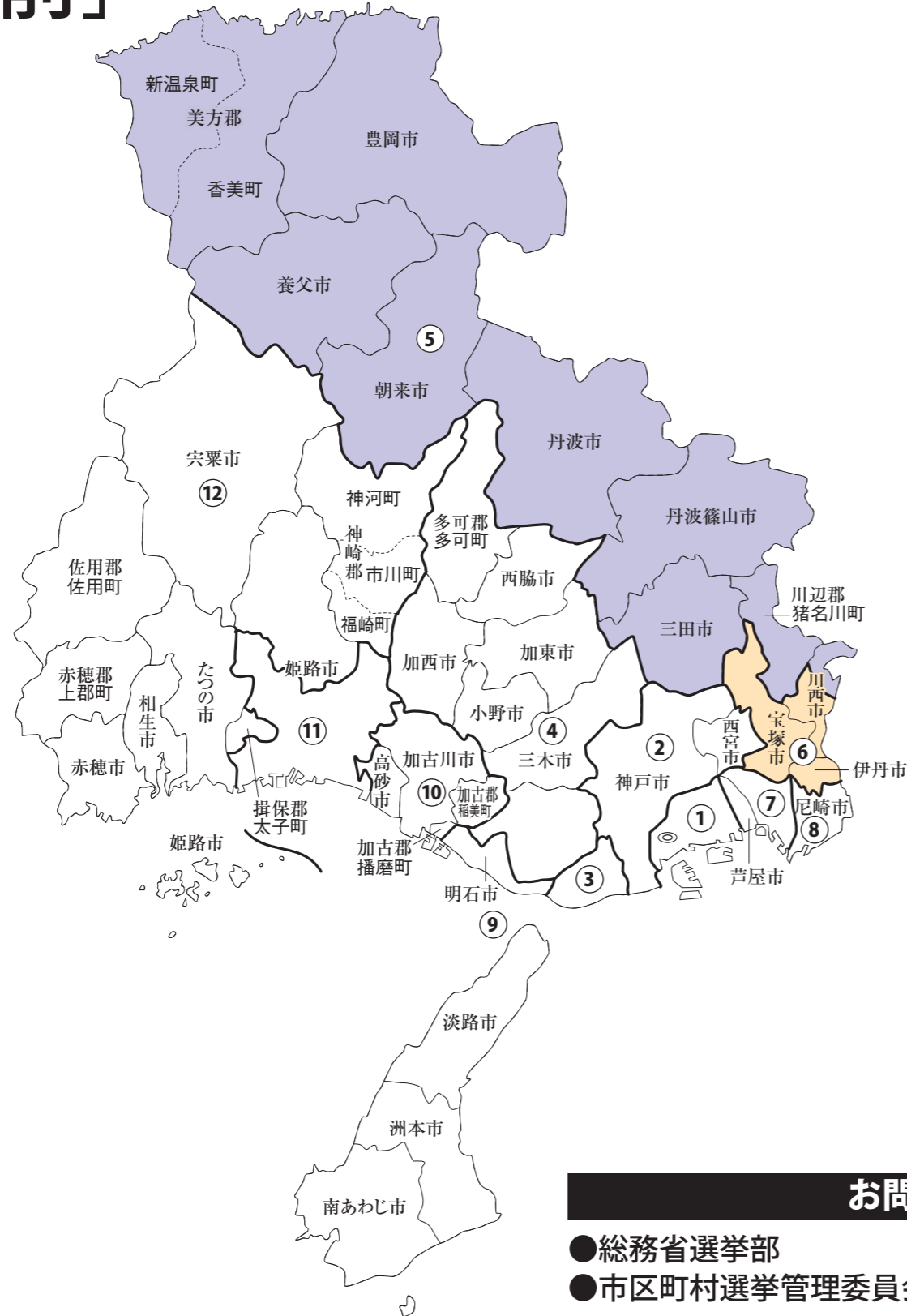
## ~今回の区割り改定と定数改正について~

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差は正のために行われました。  
 衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ごとの定数配分をいわゆるアダムズ方式により行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。  
 比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、いわゆるアダムズ方式により行うこととされています。

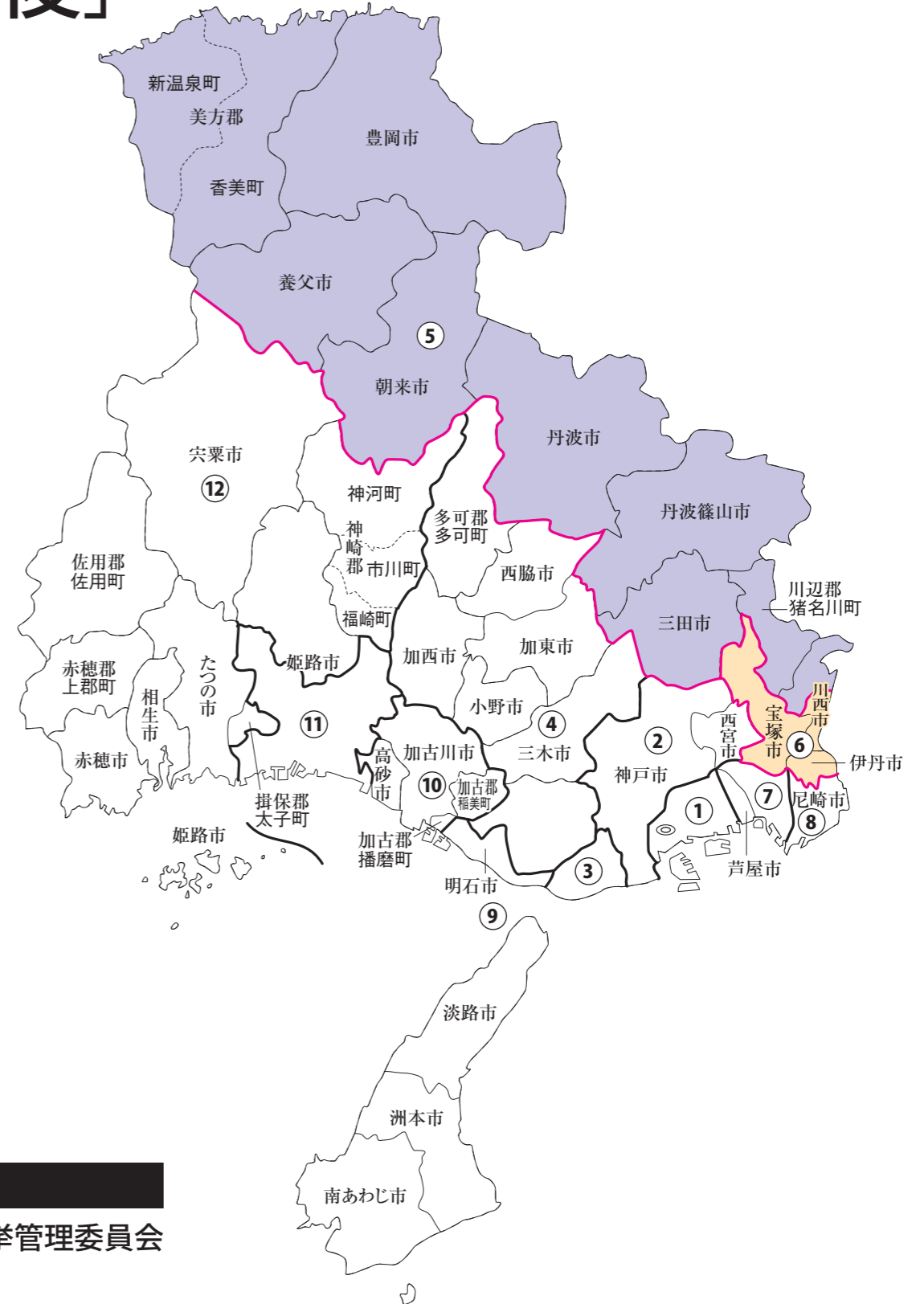
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 兵庫県

## [改定前]

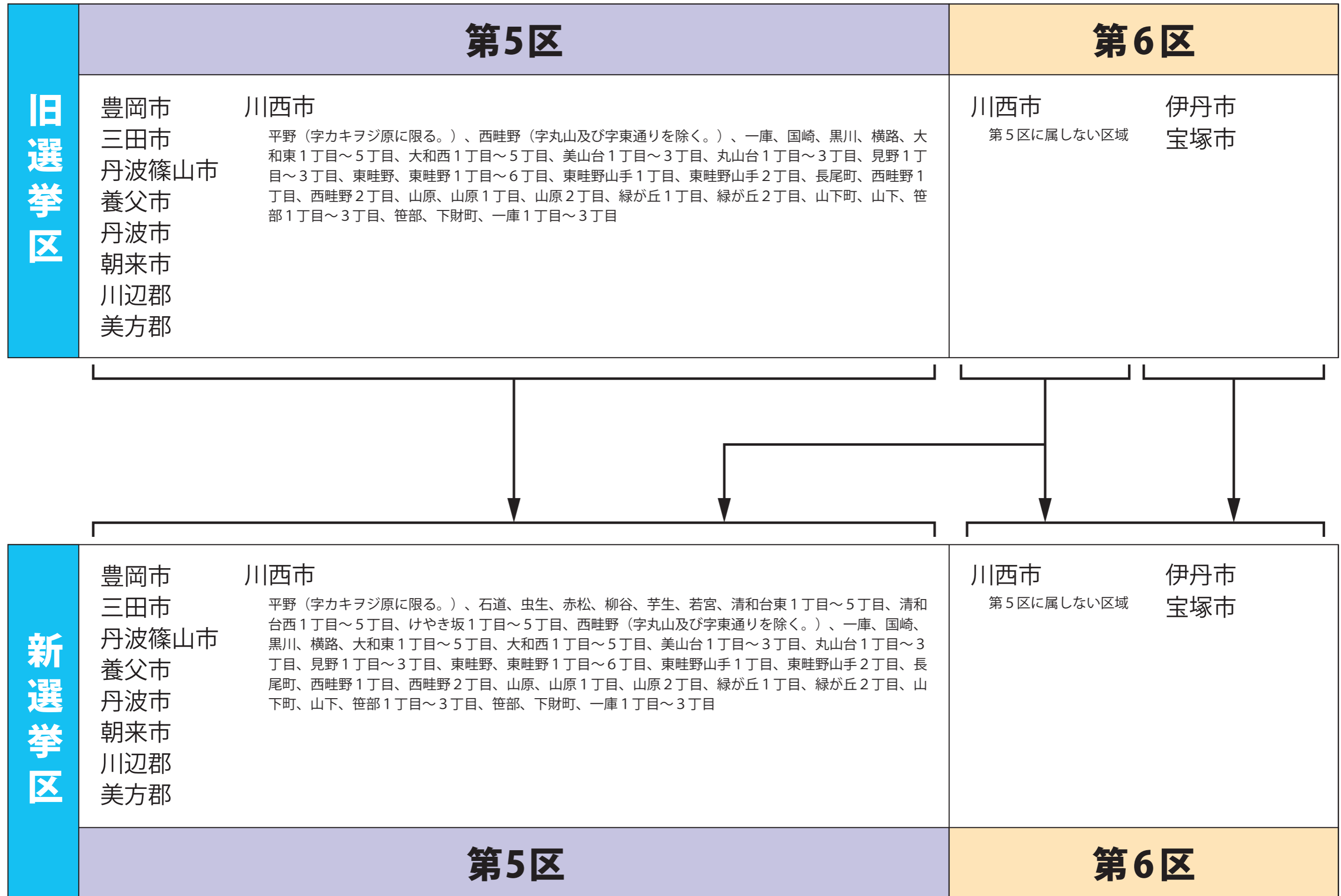


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※第1区～第4区、第7区～第12区は選挙区の変更はありません。

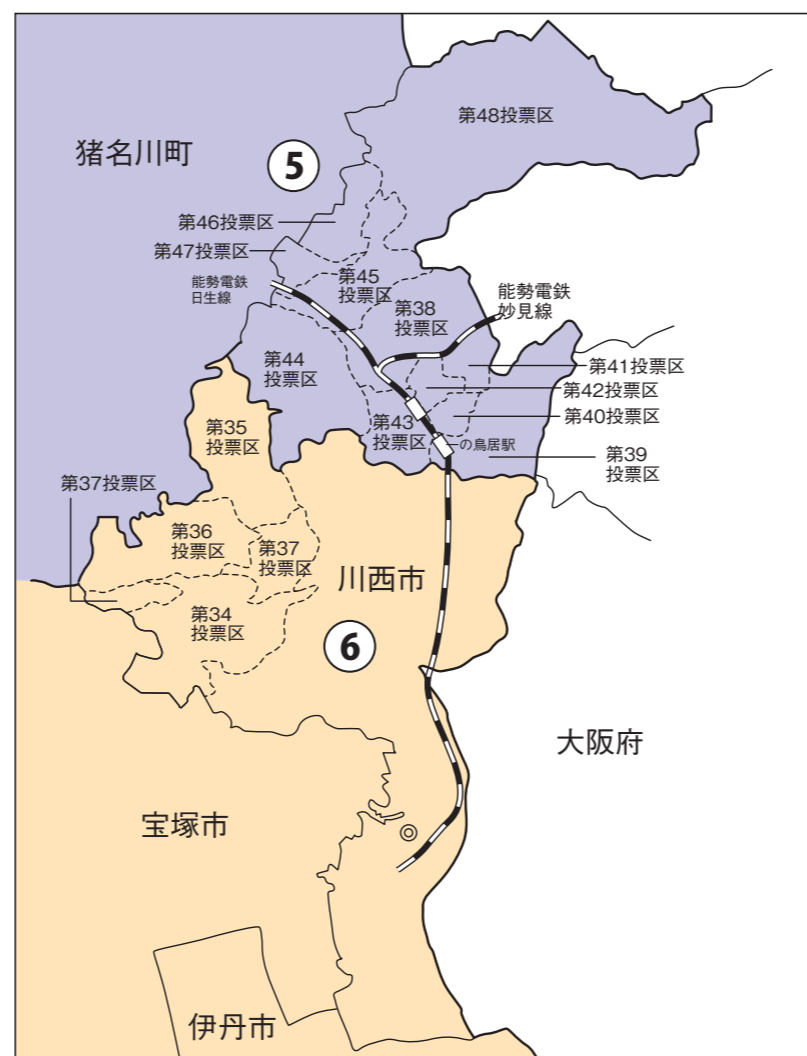
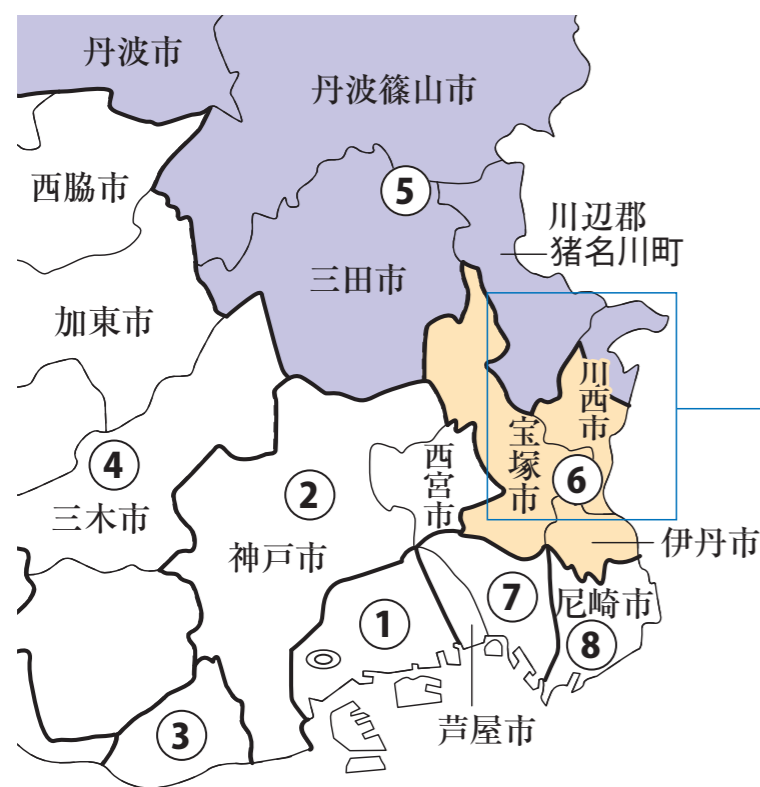
# 兵庫県

# 川西市

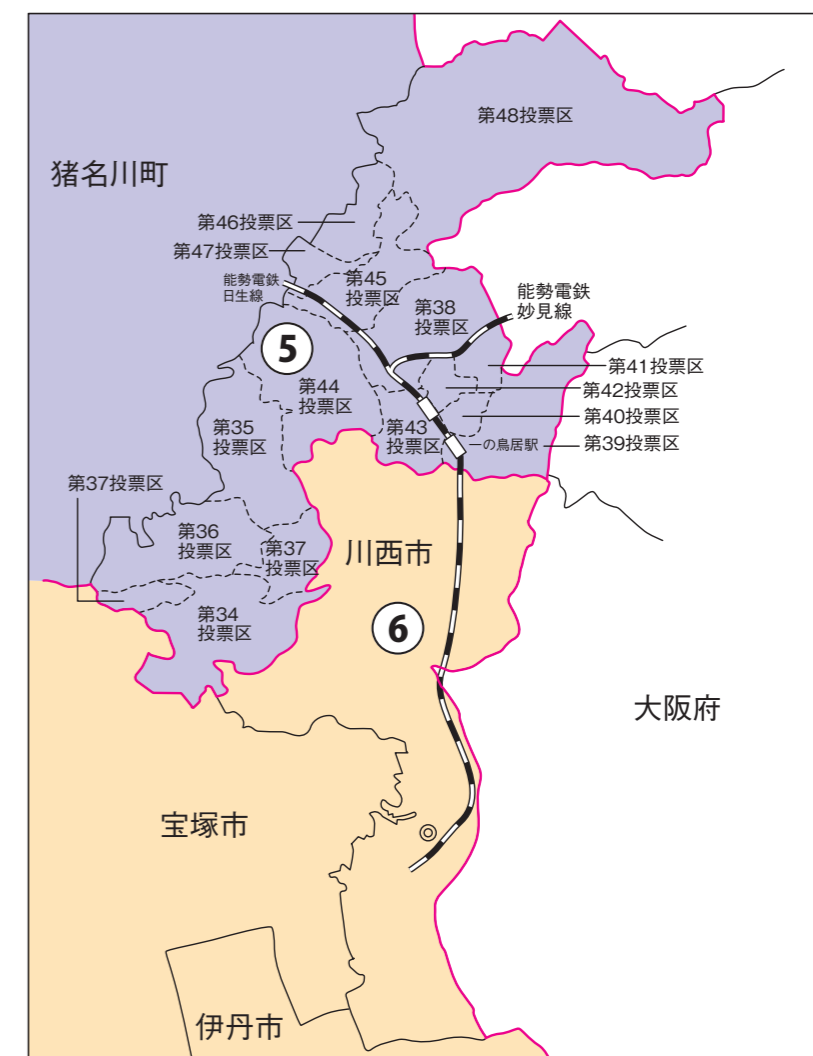
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



# 川西市

## 第5区の区域

平野(字カキヲジ原に限る。)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、けやき坂1丁目～5丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目、見野1丁目～3丁目、東畦野、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目、東畦野山手2丁目、長尾町、西畦野1丁目、西畦野2丁目、山原、山原1丁目、山原2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、山下町、山下、笹部1丁目～3丁目、笹部、下財町、一庫1丁目～3丁目

## 第6区の区域

中央町、小花1丁目、小花2丁目、小戸1丁目～3丁目、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町、鶯の森町、萩原1丁目～3丁目、火打1丁目、火打2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目、霞ヶ丘2丁目、日高町、栄町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目、花屋敷2丁目、寺畑1丁目、寺畑2丁目、栄根1丁目、栄根2丁目、南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目、下加茂1丁目、下加茂2丁目、久代1丁目～6丁目、東久代1丁目、東久代2丁目、萩原台東1丁目、萩原台東2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、新田1丁目～3丁目、新田、平野1丁目～3丁目、多田桜木1丁目、多田桜木2丁目、東多田1丁目～3丁目、鼓が滝1丁目～3丁目、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、西多田1丁目、西多田2丁目、錦松台、多田院1丁目、多田院2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目、満願寺町、満願寺、平野(字カキヲジ原を除く。)、東多田、西多田、多田院、緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、湯山台1丁目、湯山台2丁目、鶯台1丁目、鶯台2丁目、南野坂1丁目、南野坂2丁目、西畦野(字丸山及び字東通り)、清流台